生活保護法の規定による施術者の指定

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設

告

示

目

次

置許可申請の概要 ......

示する。 広島県告示第五十二号



期

号

5

島

発行者 広 広島県総務企画部 管理総室文書法制室 2,700円

平成十八年一月十二日付け広島県報 (号外) 第二号中

(文書法制室)

....Ξ

方

化学的

酸素要求量

000 三 了 四 常

000

00

六〇

<u>-</u> 00

六

八

水素イオン濃度

( 単位

水素指数 目

排出される汚水等の汚染 状態

浮 窒

誤

遊技機の型式の検定の告示 ........

都市計画事業の事業計画の変更の認可

(都市整備室)

Ξ

法

(道路保全室) ......

Ξ

I

使 I

用 事 事

開 完 着

始 成 手

予 予 予

定 定 定

年 年 年

月 月

日 日

完成後直ちに 工事着手後一ケ月 許可後直ちに

(使用の季節的変動)使用時間間隔及び一

日当たりの使用時間

(なし)||四時間連続使用

通

最

大 三

(福祉指導室) .......

(建設産業室)

: : :

期

等

I

月

日 力

日当たり五〇トン

ノ処理

(環境対策室)

....

能

公安委員会告示

道路の供用開始 ..... 道路の区域変更 ..... 建設業法の規定による建設業者の許可の取消処分

広島県公告の訂正

亦

使

位・立方メートル) 排出される汚水等の一日当たりの量

(単

九七

九七

用

燐

含

有 有 質

量

素 遊

含 物

量 量

ミリグラム にリットル トル

の

定施設の設置許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定による特 同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告

申請の内容

1

特定施設の種類能力及び使用の方法

種

類

ΕΞ PΞ

<u>-</u>\_\_

四水 F洗施設

工場又は事業場の所在地及び名称 = = = 合成樹脂製造業の用に供する水洗施設一基設置し、 UMG ABS株式会社大竹市御幸町二〇番一号

平成十八年一月二十三日

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

広島県知事

藤

田

雄

Щ

購読料 月 額 申 請 者

の

住

所

及

び

氏

名

代表取締役社長(宮本)利雄・コーエムジー・エービーエス株式会社東京都中央区明石町八番一号

大竹工場

一基廃止する。

定

第

汚水等の処理の方法

汚水等の排出先

処理 三菱レイヨン㈱大竹事業所活性汚泥処理施設で

2

排出水の汚染状態 変更なし (三菱レイヨン㈱大竹事業所活性汚泥処理施設で処理

3

変更なし

1

Ξ 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1

縦覧期間

平成十八年二月 平成十八年一月二十三日から 十三日まで

2 縦覧場所

環境管理課及び大竹市環境整備課 広島県環境生活部環境局環境創造総室環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局

療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条の規定によって、 同法による医

平成十八年一月二十三日

広島県告示第五十三号

広島県知事 藤 田

雄

Ш

豐東	氏	
武信	名	
目月一市〇烷山	住	
三四	所	
豐 東 接	名	施
骨院	称	<b>4</b> D=
二呉市五中	所	絎
上   一   一   一   一	在	所
目	地	
整柔 復道	種業 務 類の	
平一成	指	
七  ・	定	
四・	年月	
一		

広島県告示第五十四号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項第五号の規定によって、次のとお

平成十八年一月二十三日

り建設業者の許可の取消処分を行った。

田 雄

Ш

広島県知事 藤

処分をした年月日

平成十八年一月十三日

被処分者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社玉城総業

広島市東区福田一丁目一 五一番地の四

取締役 玉城 博之

被処分者の許可番号

広島県知事許可 (般 四

第一九四

兀 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ

工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

五月二十三日に懲役四月執行猶予三年の刑が確定し、建設業法第八条に定める欠格要件に 該当していたにもかかわらず、被処分者は、建設業許可の更新申請において、役員が欠格 被処分者の取締役について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により平成十三年

要件に該当しないとの虚偽の内容を記載した誓約書を添付して、平成十四年十月二十五日

広島県告示第五十五号

付けで一般建設業の許可を受けた。

のとおり変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定によって、 道路の区域を次

において、平成十八年二月六日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局 縦覧に供する。

広島県知事

藤

田

雄

Щ

平成十八年一月二十三日

道路の種類 県道

路 線 名 金丸府中線

道路の区域

府中市府中町字下才田一九四番八地先まで府中市元町字大畑ケ五二五番一地先から X 間 別新旧 新 旧 =-=-00 } 二四-敷地の幅員 延 長 拡幅 備 考

道路の種類 県道

線 名 府中停車場線

路

道路の区域

県道金丸府中線交点まで原中市元町字新角メン五三三番一地先から府中市元町字新角メン五三三番一地先から		区
新 :=0	旧 ー 九一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別 敷地の幅員
∴ ○ ○	六二・〇〇	延長
拡幅	2 70	備
		考

広島県告示第五十六号

を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

において、平成十八年二月六日までの間、 その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局 縦覧に供する。

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

Ü

場県 線道	線県道	路
府史	金丸	線
<b>停</b> 車	府 中	名
県道金丸府中線交点まで府中市元町字クツ田五三四番一三地先府中市元町字新角メン五三三番一地先から	府中市元町字砂原五八〇番一地先まで府中市元町字大畑ケ五二五番一地先から	供用 開始の区間
平成一八年一月二三日	平成一八年一月二三日	供用開始の期日

広島県告示第五十七号

島県告示第三五〇号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広

平成十八年一月二十三日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

施行者の名称

庄原市

都市計画事業の種類及び名称

庄原都市計画公園事業

五・五・一号 上野総合公園

事業施行期間

Ξ

平成六年六月二十七日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分 変更なし

> 広島県公安委員会告示第4号 則第4号。

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規 規則第9条第1項の規定により告示する 以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの

公安委員会告示

平成18年1月23日

広島県公安委員会 悉 東 東

吲

刦

滔

#

5P1081	5P1058	5P1020	5S0881	検権 公司
o F	П	o h	告示の日 (平成18年 1月16日) から3年間	検定の有効 期間
o F	o H	ぱちんこ遊 技機	回胴式遊技 機	遊技機の 種類
CR演歌 の歌姫八 代亜紀A CX	CR女の 華道RS N	CRワン ダフルポ リスR	オニワデ ドン	型式名
タイヨーエレック株式会社 代表収締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市西区 見寄町125番地)	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七 丁目201番地)	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地)	株式会社パルテック 代表取締役 中野 純弘 (大阪市北区本庄東一丁 目1番10号)	申請者名(住所)
在同	在同	<b>在</b>	竹回	製造業者名(住所)

正

の一部を次のように訂正する。 平成十八年一月十二日付け広島県報 (号外) 第二号に登載の広島県公告 (一般競争入札)

総務企画部管理総室文書法制室長

_	ページ
上	段
六	行
県立広島病大学	誤
県立広島大学長	正